

## 危機管理宿日直勤務に関する実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市災害対策本部実施要綱（平成20年3月25日災害対策本部長決裁、以下「要綱」とする。）第16条に規定する宿日直勤務の内容に関する事項、その他必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 前条に定める宿日直勤務とは、夜間、休日及び週休日において、指定場所で待機し、災害・危機事象が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に速やかに市役所本庁舎6階危機管理本部に参集し、災害対策本部の早急な対応を図るため、災害情報の収集・伝達に従事する勤務をいう。

### (宿日直の区分及び勤務時間)

第3条 宿日直は、宿直及び日直に区分し、それぞれの勤務時間は次のとおりとする。

- (1) 宿直時間は、午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。
- (2) 日直時間は、休日及び週休日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (対象職員の指定)

第4条 宿日直勤務に従事する職員は1名とし、総務企画局、財政局、市民文化局、経済労働局、環境局、臨海部国際戦略本部、議会局、危機管理本部の本庁勤務管理職職員から「危機管理リーダー」として指定する。

2 前項で指定した危機管理リーダーは、「本部事務局員」として位置付ける。

### (業務内容)

第5条 前条に定める危機管理リーダーは、災害対策本部事務局体制が整うまでの間、本部事務局員等参集職員に対して初動対応業務を指揮し、必要な対応を実施するものとする。

### (指定待機場所)

第6条 宿日直勤務に従事する職員は、次の指定場所において待機するものとする。

- (1) 宿直待機場所は、本庁舎宿直室とする。
- (2) 日直待機場所は、危機管理本部とする。

### (宿日直勤務日の指定)

第7条 宿日直勤務日の指定については、危機管理監が定めるものとし、宿日直日のおおむね1ヶ月前までに第4条第1項に定める対象局・本部庶務担当を通じて、対象職員に通知するものとする。

- 2 前項により宿日直勤務を指定された職員が、指定された宿日直勤務日に疾病その他やむを得ない事情により従事することができない場合は、速やかに所属局・本部庶務担当に報告するものとする。
- 3 前項により報告を受けた所属局・本部庶務担当は、代替職員について危機管理本部と調整するものとする。
- 4 第1項で宿日直勤務を指定された職員は、職員情報システムにより宿日直勤務手当の申請を行うものとし、直近上位の上司の決裁を受けるものとする。

### (宿日直勤務手当)

第8条 宿日直勤務に従事した職員には、その勤務1回につき、川崎市職員の給料等の支給に関する規則第26条に基づき、定められた宿日直勤務手当を支給するものとする。

### (服务等)

第9条 宿日直勤務を命ぜられた職員は、市内において災害・危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合に速やかに市役所本庁舎6階危機管理本部に参集するとともに、当直勤務に従事する職員等と協力し、適切な措置を講じなければならない。

2 宿日直勤務を命ぜられた職員は、危機管理本部が指定する場所において待機し、当該宿日直勤務の途

中でみだりに当該指定場所を離れてはならない。

(遵守事項)

第10条 宿日直勤務に従事する職員は、別に定める業務対応マニュアル記載事項を遵守するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、危機管理監が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年11月6日から施行する。